

(参考)

1 「有機農業の日」とは

「有機農業の推進に関する法律」が成立してから 10 周年を記念し、2016 年に 12 月 8 日が記念日「有機農業の日」として制定されました。

2 有機農業とは

「有機農業の推進に関する法律」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

3 「みえるらべる」とは

農林水産省は、みどりの食料システム戦略に基づき、持続可能な食料システムを構築するため、生産者の環境負荷低減の取組を評価し、星の数で分かりやすく伝える「見える化」を推進しています。

「みえるらべる」は、環境負荷低減の取組の「見える化」ラベルの愛称であり、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じて 3 つ星から 1 つ星まで 3 段階で分かりやすく表示します。

